



県 章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
8 月 1 3 日  
第 2 9 号  
火 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

## 目 次

### ○ 告 示

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務の委託（文化芸術振興課）	1
自転車歩行者専用道路の指定（道路課）	1
建築基準法に基づく指定確認検査機関の事務所の所在地変更（建築課）	2

### ○ 公 告

消防設備士講習実施公告（防災危機管理局）	2
令和元年度滋賀県職員（判定員および児童福祉司）採用選考第1次考査実施公告（人事課）	2
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（住宅課）	5

### ○ 病 院 事 業 庁 公 告

令和元年度滋賀県職員採用選考実施公告	5
--------------------	---

## 告 示

### 滋賀県告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年8月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長 山中隆 大津市打出浜15番1号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

### 滋賀県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき次の道路を自転車歩行者専用道路に指定しようとするので、同条第5項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、令和元年8月13日から令和元年8月27日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

路 線 名	自 転 車 歩 行 者 専 用 道 路 の 指 定 区 間	敷地の幅員	延 長	指定年月日
海津今津線	高島市今津町浜分字三人河7番4から 高島市今津町浜分字古賀町111番1まで	最小 4.7m } 最大 21.2m	1018.5m	令和1.8.28

滋賀県告示第127号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定に基づき、指定確認検査機関から、次のとおり確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

令和元年8月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定確認検査機関の名称および住所 一般財団法人滋賀県建築住宅センター 草津市南草津三丁目12番地6
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 変更前 確認検査の業務を行う事務所の所在地 従たる事務所 彦根市船町6-28
  - (2) 変更後 確認検査の業務を行う事務所の所在地 従たる事務所 彦根市大東町14番17号
- 3 変更年月日 令和元年8月16日

公 告

消防設備士講習実施公告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事または整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年8月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 講習の種類

講習区分	消防設備士の種類
消火設備	甲種（第1類から第3類まで）、乙種（第1類から第3類まで）
警報設備	甲種（第4類）、乙種（第4類および第7類）
避難設備・消火器	甲種（第5類）、乙種（第5類および第6類）

2 講習の日時および場所

講習区分	日	時	場 所	
			会場名	所在地
消火設備	令和元年9月2日(月)	9時30分から12時まで	湖南広域消防局 北消防署	守山市石田町377-1
		12時45分から16時45分まで		
警報設備 (いずれか 1日を選択)	令和元年9月4日(水)	9時30分から12時まで		
		12時45分から16時45分まで		
	令和元年9月5日(木)	9時30分から12時まで		
		12時45分から16時45分まで		
避難設備 ・消火器	令和元年9月6日(金)	9時30分から12時まで		
		12時45分から16時45分まで		

※ 各日とも講習終了後、30分程度の効果測定考査を行う。

- 3 受講対象者 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の17第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者
- 4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙7,000円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に持参または郵送により提出すること。
- 5 受講申請書の受付期間 令和元年8月19日(月)から同月23日(金)までの9時から17時まで（正午から13時までを除く。）とする（郵送の場合は当日消印有効）。
- 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921
- 7 その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

令和元年度滋賀県職員（判定員および児童福祉司）採用選考第1次考査実施公告

令和元年度滋賀県職員（判定員および児童福祉司）採用選考第1次考査を次のとおり行います。

令和元年8月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 選考区分 判定員および児童福祉司

2 採用予定人員および受験資格 採用予定人員および受験資格は、次の表のとおりとします。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

選考区分	採用予定人員	受 験 資 格
判定員	1人程度	次のいずれかに該当する者 (1) 4年制大学において、心理学を専修する学科またはこれに相当する課程（臨床心理学を専攻した者に限る。）を修めて卒業後、採用日において2年以上の臨床経験（大学院における演習を含む。）を有する者で、昭和54年4月2日以降に生まれたもの (2) 大学院の修士課程または博士課程前期課程（臨床心理学を専攻した者に限る。）を修了し、かつ、採用日において2年以上の臨床経験（大学院における演習を含む。）を有する者で、昭和54年4月2日以降に生まれたもの
児童福祉司	2人程度	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者で、昭和54年4月2日以降に生まれたもの

3 勤務の条件

選考区分	採用の時期	勤 務 先	給 料
判定員	令和元年11月1日	各子ども家庭相談センター、精神保健福祉センター等	4年制大学卒の者で月額210,055円（地域手当を含む。）
児童福祉司	令和元年11月1日	各子ども家庭相談センター等	社会福祉主事たる資格を得た後3年間児童福祉事業に従事した者で月額216,075円（地域手当を含む。）

注1 給料の他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給料の欄に掲げる額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、平成31年1月1日現在のものです。

2 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考査

(1) 日時および場所

ア 第1日 教養試験

日時 令和元年9月22日（日）9時45分（集合時間9時15分）から正午頃まで  
 場所 大津市内

※ 第1日の集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

イ 第2日 論文試験、面接試験および適性検査

日時 令和元年9月29日（日）8時40分から17時頃まで  
 場所 大津市内

※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通知します。

※ 第2日に実施する論文試験、面接試験および適性検査は、教養試験の成績上位者についてのみ行います。

(2) 方法 大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について筆記試験を行います。

イ 論文試験 識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

ウ 面接試験 1の選考区分に応じて必要な知識および技能ならびに公務遂行能力等について試験を行います。

エ 適性検査 公務員として必要な適性について検査を行います（第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります（携帯電話等の使用はできません。）。

※ 択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（HBの鉛筆等および消しゴム）を持参してください。

(3) 結果発表 令和元年10月上旬に合格者宛て通知します。

#### 5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 受験手続 イ(7)の出願時に必要な書類等をウの提出先にエの受付期間内に提出してください。また、イ(4)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

イ 必要書類等

(7) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通（所定の用紙）

交付場所

選考区分	交 付 場 所
判定員	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局および健康福祉政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
児童福祉司	電話 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 077-528-3550 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 077-528-3511

※ 郵便または電話で出願票を請求できます。郵便による請求の場合、郵便はがきの裏面に「令和元年度滋賀県職員（1の選考区分を記入すること。）採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求してください。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚（宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。）

※ 受験番号等の通知に使用します。

(4) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通（所定の用紙）

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和元年9月19日（木）までに到着しない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 077-528-3153

ウ 提出先

選考区分	提 出 先
判定員	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局または健康福祉政策課
児童福祉司	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

エ 受付期間 出願票は、令和元年8月13日（火）から令和元年9月10日（火）までの執務時間中に受け付けます。郵送の場合は、令和元年9月9日（月）までの消印があるもの限り受け付けます（必ず簡易書留により送付してください。）。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、ウの第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

[https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action)

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 令和元年8月13日（火）正午から令和元年9月9日（月）17時まで（システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(7) 出願票 1人1通（申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。）

- (イ) 履歴書 1人1通（様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。）
  - (ウ) 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）
  - (エ) 受験番号通知 1人1通（受験番号を通知するメールを印刷したもの）
    - ※ 受験番号を通知するメールは、令和元年9月10日（火）以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）。
    - ※ 令和元年9月19日（木）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。
- 電話 滋賀県総務部人事課 077-528-3153

6 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

ア 公権力の行使に携わる職員の職務の例

選考区分	職務の例
判定員	児童福祉法に基づく立入調査等
児童福祉司	

イ 公の意思の形成への参画に携わる職員の職 部長級、次長級、課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職

- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

- (1) 第1次考査合格者については、令和元年10月中旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和元年10月下旬に採用の通知をします。

-----  
**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和元年8月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町下駒月1400 株式会社奥田ファーム 代表取締役 古谷孝	蒲生郡日野町大字松尾字中央 1691番	1,670.45㎡	令和1.8.2	6541

**病院事業庁公告**

**令和元年度滋賀県職員採用選考実施公告**

令和元年度滋賀県職員採用選考を次のとおり行います。

令和元年8月13日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

1 選考区分、採用予定人員および職務内容

選考区分	採用予定人員	主な職務内容
作業療法士	3人程度	県立病院における作業療法士としての業務

2 受験資格

- (1) 次に該当する者が受験できます。

選考区分	所有すべき資格	年齢

作業療法士	作業療法士の免許を有する者（令和元年度中に行われる作業療法士国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。）	昭和35年4月2日以降に生まれた者
-------	--	-------------------

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 3 勤務の条件

#### (1) 採用の時期

選考区分	採用の時期
作業療法士	原則として令和2年4月1日 ※ 作業療法士の免許を有する者は早期採用の相談に応じます。 ※ 免許取得見込みの者は、作業療法士国家試験に合格した月の翌月の16日。ただし、免許登録日によっては、令和2年4月17日以降の採用となる場合があります。また、免許を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

#### (2) 勤務場所

選考区分	勤務場所
作業療法士	総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター等

※ 採用時の勤務場所は総合病院の予定です。

#### (3) 給与等

選考区分	給料月額	備考
作業療法士	183,200円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額

ア 給料は、給料月額の外にそれぞれの支給条件に応じて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、これらの額は、平成31年4月1日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

### 4 選考

#### (1) 日時および場所

##### ア 第1次考査

日時 令和元年10月5日（土）9時30分集合

場所 滋賀県立総合病院西館5階リハビリテーションセンター研修室（守山市守山五丁目4番30号）

##### イ 第2次考査

日時 令和元年10月19日（土）

場所 滋賀県立総合病院（守山市守山五丁目4番30号）

※ 上記は予定です。集合時間等の詳細は第1次考査の合格者に通知します。

#### (2) 方法

##### ア 第1次考査

選考区分	種目	内容
作業療法士	専門試験	記述式により、識見、思考力、表現力、作業療法士としての素養等について試験を行います。
	書類審査	必要な書類に基づいて審査します。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話等の使用は、できません。）。

##### イ 第2次考査

種目	内容
口述試験	作業療法士としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
適性検査	公務員として必要な適性についての検査を行います。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

(3) 結果発表

ア 第1次考査 令和元年10月11日(金)までに通知する予定です。

イ 第2次考査 令和元年10月25日(金)頃に通知する予定です。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 受験手続 出願時提出書類を受付期間内に、滋賀県病院事業庁経営管理課（滋賀県立総合病院内）に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分（「作業療法士」）を書いて、特定記録または簡易書留により送付してください。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。令和元年10月2日(水)までに受付票が到着しないときは、滋賀県病院事業庁経営管理課にお問い合わせください。

また、第1次考査当日に、第1次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
出願時	出願票1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	未使用の郵便はがき1枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
第1次考査当日	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード1通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。免許取得者のみ
	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。免許取得者のみ
	受験資格を証明する認定証の原本	原本は当日返却します。写しはA4サイズにしてください。免許取得者のみ
	受験資格を証明する認定証の写し1部	
作業療法士養成機関の成績証明書1通と卒業（見込）証明書1通	免許取得見込者のみ	

ウ 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 受験案内をよく読んだ上で、滋賀県病院事業庁のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

出願を受け付けた場合は、「しがネット受付サービス」から受付票ファイルのダウンロード方法をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けて選考当日持参してください。令和元年10月2日(水)までにメールが届かない場合は、滋賀県病院事業庁経営管理課に連絡してください。

また、第1次考査当日に、第1次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
第1次考査当日	受付票	メールで受信した受付票を印刷し、最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード1通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。免許取得者のみ
	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。免許取得者のみ
	受験資格を証明する認定証の原本	原本は当日返却します。写しはA4サイズにしてください。免許取得者のみ
	受験資格を証明する認定証の写し	

1 部	
作業療法士養成機関の成績証明書 1 通と卒業（見込）証明書 1 通	免許取得見込者のみ

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の問合せ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「令和元年度滋賀県職員採用選考受験願書請求」と書き、選考区分（「作業療法士」）、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求してください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

(4) 受付期間

受 付 方 法	受 付 期 間
持 参	令和元年8月13日(火)から令和元年10月2日(水)まで ※ 8時30分から17時15分まで受け付けます（土曜日、日曜日および祝日を除く。）。
郵 送	令和元年8月13日(火)から令和元年9月30日(月)まで ※ 令和元年9月30日(月)までの消印有効
インターネット	令和元年8月13日(火)正午から令和元年9月30日(月)17時まで ※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 問合せ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5106